

第 21 回船橋市動物愛護管理対策会議議事録

令和 5 年 8 月 18 日（金）
船橋市保健福祉センター3 階
保健学習室、歯科検診室

〔議題〕

○開会前

1. 委員の改選・委嘱状交付
2. 委員紹介
3. 事務局・職員紹介
4. 保健所長あいさつ

○開会后

1. 副会長の選任
2. 狂犬病予防注射接種率向上に向けた取組について
3. 多頭飼育問題への対応に係る連携について
4. その他
 - ・ 次回の会議について

〔開会前〕

1. 委員の改選・委嘱状交付

平川委員が退任され、船橋市自治会連合協議会の推薦を受け、早川委員が選任されたことの報告があった。

早川委員に対し、委嘱状の交付を行った。

2. 委員紹介

- ・ 早川淑男委員（船橋市自治会連合協議会会長）

早川委員から、自己紹介があった。

.....

3. 事務局・職員紹介

保健所長、保健所理事、保健所次長、衛生指導課職員、動物愛護指導センター職員の紹介があった。

.....

4. 保健所長あいさつ

○保健所長 船橋市保健所長の筒井です。会議の開催にあたり、あいさつ申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、日頃、本市の市

政並びに動物愛護管理行政に対しご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症は、3 年余りに渡りかなり大変であったが、今年 5 月 8 日から感染症法において 2 類感染症から 5 類感染症に移行され、現在に至っている。法的な仕組みが変わることにより、多くの方が通常のように日常生活を送れるようになったと思う。ただし、場合によっては、病院、高齢者施設や保健所は、感染症が完全に落ち着いている訳ではなく、クラスター対策等を中心にまだ気をもんで行っている。皆様方も引き続き健康には十分にご注意いただければ幸いです。

動物愛護管理対策会議は、お陰様でこれまで 20 回を数え、今回 21 回目となる。この会議は、元々地域における飼い主の確認できない猫の取扱いについて様々な課題がある中で、皆様方からご意見をいただきながら、それをどう私共行政の立場として取りまとめていくかという、なかなか難しい課題であったが、お陰様でこの会議で議論してきた中で、国の法

改正等も踏まえながら、条例改正やガイドラインを整理させていただき、ここまで至っている。

ガイドライン等について、市民の皆様方へ周知するために、公民館や図書館でパネル展を行ったり、犬猫の苦情に対しガイドラインを有効に活用し、指導しやすい環境が整ってきている。

飼い主のいない猫の不妊手術実施事業については、事業開始当時の平成28年度には、約100件だった手術件数が、令和4年度は約4倍～5倍の約450件に至っている。それだけ必要な猫がいたのだと思うが、行った分だけの成果に繋がっていると思う。今までに合計では約2,500頭の飼い主のいない猫の不妊手術を実施している。

最後となるが、本日の会議は、色々難しい課題がある。予め皆様方にご懸念されるような課題については、ご意見等をいただいている。それを事務局で整理しながら、今回の資料を作り、しっかりと説明してまいりますので、忌憚のないご意見等を頂戴できればと思う。本日は、どうかよろしくお願ひします。

1. 副会長の選任

駒田委員より、早川委員を推す発言があり、全員異議なく、早川委員が副会長に決定した。

○早川副会長・あいさつ ただいま、ご推薦により副会長を仰せつかりました、船橋市自治会連合協議会の早川と申します。よろしくお願ひいたします。

- ・会議の公開・非公開については、公開とすること、会議録は公開しホームページに掲載すること、
 - ・傍聴者定員を7人として募集したが、本日5人の傍聴者がいること、
- 以上の報告があった。

〔傍聴者入室〕

14時10分開議

2. 狂犬病予防注射接種率向上に向けた取組について

〔説明〕

○動物愛護指導センター所長（スライドを掲示して説明） 資料2をご覧ください。狂犬病予防注射接種率向上に向けた取組について説明する。

スライド2ページをご覧ください。本日は、狂犬病予防注射接種率向上に向けた取組について、狂犬病予防注射済票の交付事業の観点からご協議いただきたいと考えている。説明は、狂犬病予防注射済票の交付事業について、1.現状と課題として、個別注射、集合注射、狂犬病予防注射済票の交付方法、集合注射利用数の推移に分けて説明する。なお、本スライドでは、動物診療施設での予防注射接種から市の窓口での注射済票の交付までの手続きを飼い主が一貫して行う方法を、個別注射（基本）、また、動物診療施設での予防注射の接種後、動物診療施設が飼い主に代わって市の窓口で注射済票の交付手続きを行う方法を、個別注射（代行）と称し説明する。次に現状と課題の評価を行い、それに対する改善策と効果について提案する。最後に、市で考える今後の方向性について説明する。

スライド3ページをご覧ください。初めに、それぞれの注射済票の交付方法による現状と課題を説明する。個別注射（基本）の場合、犬の飼い主は、動物診療施設で注射を接種し、市の窓口へ注射済票の交付手続きを行う。課題として、注射済票が即時交付できないこと、狂犬病予防注射を接種していても、注射済票の交付手続きをしない犬の飼い主がいること、4月～6月の繁忙期は窓口が混みあうことが挙げられる。

スライド4ページをご覧ください。個別注射後、動物診療施設で代行を行う場合の、現状と課題です。現状は、犬の飼い主が動物診療施設で狂犬病予防注射を接種後、動物診療施設が市へ、一定数まとめて注射済票の交付手続きを行う。市は注射済票を準備し、準備ができたなら動物診療施設へ連絡する。動物診療施設は、注射済票の受取のため来所する。市か

ら注射済票を受け取った動物病院は、各飼い主へ注射済票を渡す。この場合、先程と同様に、注射済票が即時交付できない。また、市窓口では、代行手続きにおける注射済票交付事務がとても大変であり、繁忙期の4～6月は申し込みが重なり、動物診療施設へ交付するまで時間を要する状況である。これらにより、現状は、飼い主に注射済票が交付されるまで、一定期間要している。

スライド5ページをご覧ください。集合注射における、現状と課題です。飼い主は、集団接種会場で注射を受け、その場で注射済票の交付が受けられる。集団接種会場には、多数の犬が集まるため、犬が興奮したり、犬同士の喧嘩やこう傷等の事故のリスクが高くある。また、首輪が緩く、犬が逸走してしまった事例もある。さらに、集団接種会場へ多数の職員を動員しなければならず、職員の負担が大きい。

スライド6ページをご覧ください。狂犬病予防注射済票の交付方法について、令和元年度の状況である。令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、集合注射を中止しているため、令和元年度の状況で説明する。左側の表をご覧ください。4月～6月は狂犬病予防注射月間であり、この期間に集合注射を行うほか、個別注射での注射済票の交付が年間の7割以上を占める。右側のグラフでは、注射済票の交付方法の割合を示した。集合注射が約20%、個別注射（基本）が約15%、個別注射（代行）が約65%であり、多くの飼い主が動物診療施設の代行により、注射済票を受け取っていることが分かる。

スライド7ページをご覧ください。令和元年度以降の狂犬病予防注射済票の交付状況の推移です。左側の表をご覧ください。集合注射を初めて中止した令和2年度は、狂犬病予防注射済票の交付数の減少が見られたが、令和3年度、令和4年度は令和元年とほぼ同じ水準に戻った。数字上は、令和元年の集合注射の注射済票交付数約4,000件分は、令和4年度には約1,000件分が個別注射（基本）に、約3,000件分が個別注射（代行）で注射済票を交付している。右側のグラフは、スライド3ページ同様に令和4年度の注射済票の交付方法の割合を示した。令和元年に比べ、個別注射（基本）は、約15%から21%に、

個別注射（代行）は、約65%から約79%にそれぞれ増加した。個別注射（基本）に比べ、個別注射（代行）の方が増加の割合が多いことから、より多くの方が動物病院の代行を利用していることがわかる。

スライド8ページをご覧ください。平成15年度からの、集合注射利用数の推移です。注射済票の交付数は、平成15年度は15,463件でしたが、令和4年度は20,560件と約5,000件増加している。一方、集合注射での接種数は年々減少しており、平成15年度は集合注射を利用した割合が44%だったが、令和元年度は20%であり、集合注射の利用数は減少している。

スライド9ページをご覧ください。狂犬病予防注射済票の交付事業について、現状と課題を整理した結果の評価です。平成15年以降、注射済票交付数は増加傾向にあるが、集合注射利用数は減少している。また、狂犬病予防法に基づき、注射済票の交付事業を継続する必要がある。現在、注射済票の交付は、市窓口のみでしか行っておらず、市民サービスの向上に有効な手法となっていない。一方、総務省通知により、犬の登録及び狂犬病予防注射済票の交付は、民間事業者の取扱いが可能とされており、これらを民間事業者への委託する等の検討が必要と考える。

スライド10ページをご覧ください。次に、改善策と効果について説明する。今まで、市の窓口のみで注射済票を交付していたが、改善策として、注射済票の交付事務を動物診療施設へ委託する。これにより、飼い主は、動物診療施設で注射を接種し、その場で、注射済票の交付を受けられるようになる。また、交付窓口の混雑も緩和される。

スライド11ページをご覧ください。注射済票交付事務を動物診療施設へ委託した場合、動物診療施設で注射済票を交付できるようになり、即時性が向上する。また、動物診療施設は、後日、飼い主へ注射済票を渡す手間等がなくなり、負担が軽減される。

スライド12ページをご覧ください。集合注射については、個別注射のニーズが高まっていることから、集合注射から個別注射への移行の推進を図る。この結果、安全で、衛生的に狂犬病予防注射を接種できる、かかりつけの動物診療施設では、健康状態

をより正確に把握できるため、注射による副反応のリスクを軽減できる、かかりつけの動物診療施設を持ち、定期的な健康診断を受ける契機となる、といった効果が得られる。

スライド 13 ページをご覧ください。今後の方向性として、市民サービスの向上のため、狂犬病予防注射の接種と同時に注射済票を交付できる体制（集合注射、動物診療施設への委託）を整備する。集合注射は利用者が減少していること、リスクが大きいこと、かかりつけの動物診療施設の方が安全で、衛生的に接種できることから、動物診療施設での個別注射を推進する。市と個々の動物診療施設が協力して狂犬病予防注射を推進することで、狂犬病予防注射接種率の向上に繋がると考える。

本日は、これらの方策を進めていくことについて、委員の皆さまのご協議をいただきたいと考えている。説明は以上です。

.....

[質疑]

○中村会長 ただいまの説明について、質疑のある方は、挙手を願う。

○駒田委員 今後は、集合注射を全くなすということか。

○動物愛護指導センター所長 集合注射については、全くなすという方向でなく、現在検討しているが、規模を縮小して実施することを考えている。全く無くすということは考えていない。

○駒田委員 規模を縮小するというのは、会場を減らすということか。

○動物愛護指導センター所長 そうです。会場数を今までの数から減らして実施することを検討している。

○駒田委員 動物病院へ連れて行き、動物病院で狂犬病予防注射を接種するのは、犬の健康面から考えてそれがとても良いと思うが、今年、市川市の集合注射の手伝いに行った際、思いのほか皆さん犬を連れて来られて、やはり必要とされているとすごく思った。中には、動物病院に既にかかっているのに連

れてくる飼い主がいて、実際に問診していた獣医師がその犬の主治医の先生だったので、今日は止めよう、少し前までかなり重症な状態だったので、今回は止めようということになった。普通に考えれば、動物病院に通っているのだからそこで注射してもらえば良いのだが、わざわざそういう犬も集合注射に連れてくるという考えがなかなか減らない。減らしてしまうことで、それが動物病院へ通うことに流れて行けばいいが、公園でできないのならいいやというふうにならないかが心配だ。

○中村会長 ありがとうございます。今のことは、意見として何う。他にご意見のある方はいるか。

○南川委員 スライドの 10 と 11 の違いがよく分からない。今後、事業を委託する場合は、個別注射（基本）も、個別注射（代行）も、一体化されるということでしょうか。

○動物愛護指導センター所長 委託することにより、注射済票が動物病院で交付されるので、基本と代行が無くなると考えている。

○南川委員 委託を受ける動物病院は、どのくらいあるのか、見込みはあるのか。

○動物愛護指導センター所長 市内に動物病院が約 50 施設ある。まだ詳細が決まっていないので、どの位の動物病院と契約できるか確定していない。市内にある動物病院とは、委託契約したいと考えている。

○南川委員 委託すると、動物病院の負担が重くなることで、いままでやっていた病院がやらなくなる可能性が気になったが、その辺りはいかがか。

○動物愛護指導センター所長 委託契約なので、市と動物病院が契約を結ぶ形となる。動物病院で注射済票の交付をしないという場合は、今までの基本部分が残ることになるので、市で注射済票を交付することになる。

○中村会長 この事業を始めるとしたら、どれくらいの時期から、年度からと決まっているのか。

○動物愛護指導センター所長 まだ正確には決まっていないが、早ければ、令和 6 年度からと思っている。

○中村会長 8 ページのスライドの接種率の計算の

仕方は、どのような式か。

○動物愛護指導センター所長 注射済票交付数を原簿数で除して、接種率を出している。

○中村会長 他に質問はあるか。

[発言者なし]

○中村会長 この方向性で行くとのことであるので、また何かあれば、皆様にご意見を伺ったり、審議する方向となると思う。特になければ、次の議題とする。

3. 多頭飼育問題への対応に係る連携について

[説明]

○動物愛護指導センター所長（スライドを掲示して説明） 資料3をご覧ください。多頭飼育問題への対応に係る連携についてについて説明する。

スライド2ページをご覧ください。多頭飼育問題への対応に係る連携について、まず多頭飼育問題の現状と課題について説明し、次に、市の登録譲渡ボランティアでもある一般社団法人猫の森が運用している手術車について説明する。

スライド3ページをご覧ください。環境省が、令和3年3月に「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン」を発行した。多頭飼育問題は、多数の動物を飼養しているなかで、適切な飼養管理ができないことにより、3つの影響（①飼い主の生活状況の悪化、②動物の状態の悪化、③周辺的生活環境の悪化）が生じている状況である。そして、この3つの影響が改善され、かつ、飼い主が多頭飼育問題を再び生じさせることなくその地域において生活を維持している状態が、多頭飼育問題の解決となる。

スライド4ページをご覧ください。多頭飼育崩壊に至る飼い主の特性です。経済的困窮で不妊手術をする金銭的余裕がない。高齢等により、動物病院へ連れて行くことができない。生活の維持のための仕事が繁忙で時間的余裕がない。適切な判断力の不足。

（不妊手術は可哀想、獣医療に対する不信任等。）社会的に孤立している。動物に対する強い執着。（動

物を心のよりどころにしているため手放さない。市へ引取り依頼をすることの拒否。）コミュニケーションに問題がある。（動物愛護指導センターに相談できない。）があげられる。また、多頭飼育問題の発生構造として、動物は高い繁殖能力をもつこと、飼い主側は経済的困窮や適切な判断力の不足により、飼い主が適切な繁殖制限措置を施さずに動物を飼育し続けるために多頭飼育問題が発生する。

スライド5ページをご覧ください。多頭飼育問題の対策には、飼い主の生活支援、動物の飼育状況の改善、周辺的生活環境の改善の3つの観点がある。多頭飼育問題の背景には、飼い主の経済的困窮や社会的孤立、健康状態等が複雑に絡み合っており、対応にあたっては、動物愛護管理分野だけでなく飼い主の生活支援として社会福祉分野の専門職員等と連携した対応が必要となる。動物の飼育状況の改善には、個体数増加の抑制及び個体数の減少が必要であり、これには動物愛護部局のみならず、手術を行う獣医師や譲渡のための動物愛護団体の協力が必要となる。多頭飼育崩壊は、動物の排泄物等による周辺的生活環境の悪化により探知されることも多くある。周辺的生活環境の改善のためには、多機関や自治会等の協力が必要となる。

スライド6ページをご覧ください。環境省のガイドラインに記載されている、多頭飼育している飼い主を取り巻く相関図である。このように、多頭飼育問題には、多様な主体、関係者による連携が重要となる。

スライド7ページをご覧ください。多頭飼育問題解決への対応として、①早期発見すること、②発見後の対応を適切に行うこと、③再発防止を図ることが挙げられる。多頭飼育問題を動物愛護指導センターが把握する時は、悪臭や害虫が発生し近隣住民からの苦情で探知することが多く、このような状況になる前に探知できる対策を講じられることが理想である。早期発見するためには、住民、民生委員、行政、社会福祉業者等、飼い主に比較的近い立場にある地域の関係者に、多頭飼育問題の影響や早期対応の重要性を認識してもらい、早期に発見し動物愛護指導センターに相談してもらうことが重要である。

次に、発見後の対応については、飼い主が引取りに同意する意思がなく、説得が難しいこと、不妊手術、屋内の清掃等は、費用を負担する経済力が無かったり、飼い主だけではできないことが多いことから、行政（動物愛護管理部局、社会福祉部局等）、その他関係機関、動物愛護団体等が連携して対応することが求められる。また、再発防止については、飼い主に問題意識がないことが多く、動物を無理やり取り上げられたという被害者意識を持ち、行政の職員に不満や反発する気持ちを抱いたり、再び動物を飼い始めたり、飼養環境が再度悪化する飼い主もいる。

スライド8ページをご覧ください。市では多頭飼育の状況を早期に把握するため、令和3年7月から多頭飼育の届出の義務化を行った。令和4年度末時点では、49施設が多頭飼育の届出を提出しており、その内訳として10頭から20頭飼養しているのが44施設、21頭から30頭飼養しているのが5施設であった。

スライド9ページをご覧ください。多頭飼育問題を早期に発見するために、これまでに、多職種と連携した講習や、困難事例に対する意見交換を行い、多機関連携をした。

スライド10ページをご覧ください。発見後の対応として、多頭飼育状態が深刻化している場合は、飼い主からの所有権放棄の取り付け、飼い主の生活の立て直し、譲渡のための動物の健康管理、譲渡のための動物の馴化が必要となり、動物愛護指導センターのみでの対応は困難である。そのため、譲渡ボランティアの協力が不可欠となる。

スライド11ページをご覧ください。再発防止として、動物愛護指導センターを含め様々な関係機関が継続的に見守る必要がある。また、行政とボランティアとの連携及び飼い主が不妊手術に組みやすい環境の整備が必要である。

スライド12ページをご覧ください。動物の飼育状況の改善のためには、赤丸で示した動物病院と動物愛護ボランティアの協力が不可欠である。

次に、猫の森手術車の運用について説明する。

スライド13ページをご覧ください。市の譲渡ボ

ランティアの登録団体であるNPO法人猫の森について、簡単に説明する。NPO法人猫の森は平成29年4月に捨て猫や行き場のない猫を保護し、ワクチン接種やその他衛生処置及び避妊・去勢手術を推進すると共に、里親探しや正しいペット飼育の啓蒙活動を行い、まちづくりの推進、環境の保全及び地域安全活動に寄与することを目的として設立された。市には譲渡ボランティアとして登録があるほか、第二種動物取扱業の届出もしている。

スライド14ページをご覧ください。(1)は、市が収容している猫を、NPO法人猫の森へ譲渡した頭数である。(2)は、多頭飼育崩壊に対する、猫の森と動物愛護指導センターの対応事例である。

スライド15ページをご覧ください。猫の森は多頭飼育問題だけではなく、市が行っている飼い主のいない猫の不妊手術実施事業においても、猫の捕獲やその運搬などで町会自治会への協力や、猫の飼い主への適正飼養の啓発等も行っている。

スライド16ページをご覧ください。一般社団法人猫の森の概要について説明する。一般社団法人猫の森は、捨て猫や行き場のない猫を保護し、ワクチン接種やその他衛生処置及び避妊・去勢手術を推進すると共に、里親探しや正しいペット飼育の啓蒙活動を行い、まちづくりの推進、環境の保全及び地域安全活動に寄与することを社会に普及させることを目的として、令和4年7月に設立された。第一種動物取扱業の登録をしているほか、移動手術車を動物診療施設として開設した。

スライド17ページをご覧ください。今回の議題として、あらかじめ皆様にも意見をお伺いした移動手術車の運用について説明する。移動手術車を導入した経緯としては、市内の多頭飼育崩壊事例への対応として、猫の森のボランティアメンバーの自家用車で複数の猫を動物診療施設や動物愛護指導センターへ運搬する等の負荷が過大となっている。また、不妊手術にかかる費用は、飼い主の負担となっている。よって、多頭飼育が崩壊する前に不妊手術を進めたいために、移動手術車を導入した。一般社団法人猫の森が公民館の駐車場を利用したい理由として、

移動手術車を稼働できる日が限られており、飼い主宅を移動手術車で順次訪問するよりも、一度に複数の猫を集めたほうが効率的に実施できること、公民館が地域住民に認知されていて利便性がよいので、運搬困難な飼い主のために身近な場所で手術ができると共に、長距離輸送による猫への負担を軽減できること、市と協力して実施することで、不妊手術の必要性を普及、推進できるとの話があった。

スライド 18 ページをご覧ください。一般社団法人猫の森手術車に対する意見聴取について、先日皆様にご意見を伺った。その意見について猫の森に回答をいただき、それぞれの意見について取りまとめを行ったので説明する。

スライド 19 ページをご覧ください。皆様からいただいたご意見について、公民館利用者への影響、他の動物診療施設との関係、責任の所在、猫に対するリスク、費用、その他意見に分類した。まず初めに、公民館利用者への影響として、

- ・多頭飼育崩壊の猫、飼い主のいない猫を集めることは不衛生だ。
- ・市民が利用する場所で、不妊手術をすることが怖い。
- ・移動手術車や飼い主の車が駐車場を占領し、他の公民館利用者が駐車できない。

とのご意見について、猫の森から回答をいただいた。

スライド 20 ページをご覧ください。公民館利用者への影響について、

- ・手術実施日を記載したポスターを掲示し、あらかじめ手術について周知し、利用者へ配慮している。
- ・公民館から手術車及び待機場所の設置場所について指定を受けており、利用者と動線が交わらないように配慮している。また、利用日についても公民館の利用者が多い日にちと被らないように施設側と相談して決定している。
- ・利用後は利用箇所とその周囲の清掃と消毒を行うことで環境整備に努めている。保護器に関しても、車内もしくは待機場所でふき取りをするのみとし、洗浄を行わないように心がけている。
- ・利用後、公民館に手術に対する苦情や意見等が入っていないか公民館側に確認している。

との猫の森からの回答をいただいた。

スライド 21 ページをご覧ください。他の動物診療施設との関係について、

- ・低価格で不妊手術ができると思われ、他の動物診療施設の不妊手術料金に理解が得られなくなる。
 - ・飼い猫に十分な術前検査などを行わずに手術を実施した結果、予後不良になると訴訟に発展する恐れがあり、獣医療一般への不信感につながる。
 - ・一般の飼い主に安易に安価で獣医療を受けられると誤解されるのではないかと。
 - ・緊急事態が発生した際は、どのように対処するのか。
- とのご意見をいただいた。

スライド 22 ページをご覧ください。他の動物診療施設との関係について、

- ・獣医療にかかる部分に関しては、開設時及び手術実施時のいずれにおいても監督機関からの指摘もなく、適切な獣医療を提供できていると考えている。今後も適切な獣医療を心がけていく。
- ・多頭飼育崩壊を未然に防ぐことを目的としているため、術前検査の費用を割愛し、低価格での手術を提供することで不妊手術を実施しやすくしている。
- ・申請時に聞き取りを行い、一般動物診療施設での手術が可能な場合には一般動物診療施設での手術を勧めている。

- ・手術車にも緊急用の医療器具を備えており緊急対応が可能だが、万が一の場合に備えて協力動物診療施設と連携をとることで緊急事態の対応を依頼できる体制をとっている。

との猫の森からの回答をいただいた。

スライド 23 ページをご覧ください。責任の所在について、

- ・猫が逸走してしまい返還できなくなった場合、また、手術に関するトラブルの責任の所在はどうなるのか。
 - ・猫の逸走や飛び出しにより施設利用者に事故があった場合の責任の所在はどうするのか。
- とのご意見をいただいた。

スライド 24 ページをご覧ください。責任の所在について、

・猫を保護器等から出すのは麻酔がかかり不動化している時のみとしており、術後も麻酔の覚醒は保護器等の中で確認しているため車外に逸走する危険性はない。

・保護器等の扉を紐等で固定し、申請者が帰宅前に保護器等を開けてしまうことがないようにしている。また、申請者にも帰宅するまで開けないよう声掛けをしている。

・手術に関して、申請者に同意書を確認していただいたうえで手術を実施している。

との猫の森からの回答をいただいた。

スライド 25 ページ、26 ページをご覧ください。

猫に対するリスクについて、

- ・術後すぐに返還することに問題はないのか。
- ・手術中に急変する等の緊急時の対応はきちんとなされるのか。
- ・緊急事態に備えて、術者以外の獣医師・愛玩動物看護師を配置すべきではないか。
- ・手術日に合わせるために予め猫を保護器の中に入れてしまい、長期間閉じ込められることになるのではないか。
- ・不妊手術における衛生管理はできているのか。
- ・不妊手術前後の猫を、屋外のテント内で待機させたり、血液検査もなく手術を実施することは問題ではないか。
- ・十分な設備の無いところに猫を集めて不妊手術を行い、猫が可哀想。

とのご意見をいただいた。

スライド 27 ページをご覧ください。猫に対するリスクについて、

- ・術後、覚醒し状態が安定したのを確認して申請者に返還している。また、後日申請者に連絡し、猫の状態を確認している。
- ・緊急事態が起きた場合には、協力動物診療施設に搬送できる体制をとっている。
- ・飼い主宅にいる猫を捕獲するため、長期間保護器に閉じ込める状態にはならないように配慮している。
- ・術者である獣医師の指導と管理のもと、衛生管理は徹底して行っている。

・受付時間や返還する時間を調整することで、極力テント内での待ち時間の少なくするように心掛けている。

との猫の森からの回答をいただいた。

スライド 28 ページをご覧ください。費用について、

・生活困窮者はどのような基準で判断しているのか。一般の飼い主との切り分けは実際可能なのか。

・緊急時に近隣動物診療施設を利用した場合の費用負担について。

とのご意見をいただいた。

スライド 29 ページをご覧ください。費用について、

・申請時の聞き取りや、聞き取りした内容に応じて申請者宅を訪問すること等で経済状況や猫の飼養状況等を判断している。

・緊急時に近隣の動物診療施設を利用した場合の費用に関しては、申請者が支払いを行っている。

との猫の森からの回答をいただいた。

スライド 30 ページをご覧ください。その他意見として

・手術車の活動が広まると「安く気軽に不妊手術ができる」という内容で一般市民に誤解が広まってしまい、本来動物診療施設での手術をすべき一般の飼い主が手術車を利用してしまわないのか。

・安さ、近さで手術をするような人物に繁殖制限・適正飼養の啓発はできるのか。

・猫の森のSNS等では「飼い猫、飼い主のいない猫、誰でも、何匹でも」とあり、市が説明している情報（多頭飼育、生活困窮者を対象）と乖離している。

とのご意見をいただいた。

スライド 31 ページをご覧ください。その他意見について、

・多頭飼育崩壊を引き起こす飼い主は不妊手術に対する認識が低く、一般動物診療施設での手術に至らない場合が多々あるため、手術車のように近場・低価格・必要に応じて猫の搬入サポートも行う制度を利用することで不妊手術を実施するきっかけになる

と考えている。

・手術車の利用は事前申請制としており、申請時に手術車を利用する理由や現在の飼養状況等を確認し、多頭飼育を引き起こしかけている申請者がいた場合には適正飼養に向けてのサポートも行っている。

・SNS等でのコマーシャルに関しては、市と相談しながら決めていく。

との猫の森からの回答をいただいた。

本日は、多頭飼育問題への対応に係る連携について、ご議論いただきたい。

説明は以上です。

.....

〔質疑〕

○中村会長 お聞きのとおりです。ただいまの説明について、質疑のある方は、挙手を願う。

○駒田委員 6月に委員向けにアンケートをいただいた。その時点で、猫の森はどういうところか、どういう活動をしているのかとホームページを確認したら、既に4月くらいに市と協働して、と書いてあった。私は、びっくりした。私達に聞く前に市と協働してやっているのではないかとということで、色々探って行くうちに、11月にクラウドファンディングを行い、それで今回の手術車を購入している。その辺の時間の推移と、市の関わり方を、時間を追って教えていただきたい。

○動物愛護指導センター所長 実際の公民館での手術については、4月から実施している。猫の森が手術車を導入したのは、1月に導入している。その後、4月、5月、6月と月1回、北部公民館、高根公民館、法典公民館の3館の公民館で手術を実施している状況である。

○中村会長 駒田委員が伺いたいのは、大分前からクラウドファンディングを募って、始めたのは1月としても、その前に市と何かやりとりがあったのではないかと聞いてみたい。時系列だけでなく経緯を知りたいのだと思うが、お答えできる範囲で教えていただきたい。

○衛生指導課長 実際は、令和4年5月に、猫の森から、多頭飼育問題への市の取組みについて要望があった。例えば、生活保護の方が多いので、生活支

援課等と情報連携し、早期発見して早めに対応できるようにと。その時に、移動手術車を導入予定ということで、導入した際に協力いただけないかという話があった。実際に、車を導入後の1月に再度申し出があり、その際に市の駐車場を借りたいという話があり、まずは、4月の段階では試行ということで実施した。

○駒田委員 今のお話だと4月、5月、6月は試行という状況なのか。もしそうだとすると、最初の4月の時点で、結構マスコミに出ている。船橋市と協働でということが、かなり大々的に、色々なところでマスコミに出ていると思う。それについて、試行なのに、協働でと決めつける記事がでてきていることについて市はどう思われているのか。

○衛生指導課長 実はマスコミに載ったことに関しては想定しておらず、大変驚いた。取り組み自体は、市の事業に資するものであるもので、猫の森と調整しながら現在に至る。

○駒田委員 まだ正式には決まっていないということですね。

○衛生指導課長 今回、移動手術車に駐車場を貸すという支援については、対策会議の委員皆様などから色々な意見を聞き、課題や懸念を整理した上で、今後の運用について考えていきたい。

○駒田委員 それならば、試行する前に意見を聞いていただきたかったと思う。アンケートの2枚目に、賛成、反対という項目があった。私は、2枚目を見逃しており、意見をベタ打ちで書いた。この、賛成、反対に対する結果は教えていただけないのでしょうか。

○動物愛護指導センター所長 賛成、どちらかという賛成、どちらともいえない、どちらかという反対、反対という項目でご意見を徴収させていただいた。賛成1名、どちらかという賛成3名、どちらともいえない0人、どちらかという反対1名、反対3名であった。こちらの説明不足で、事業内容について上手く伝わっていない部分があったので、意見は分かれているが、この内容が内訳となっている。

○駒田委員 それをこの資料に載せるべきであった

のではないかと思います。我々は聞かれていますので答えました。それに対して、誠意を持った対応をしていただきたくて資料を見て凄く思った。こちらから答えた懸念等が、全部吸い込まれてしまい、誰がどういう意見を言ったのか、どういう意見が新しく出てきたのか、その辺が全く分からないので、資料を読んでもがっかりした。印象としては、こういうふうにしたから賛同してくださいというふうにしかなる資料は見えなかった。もっと平等に、こういうことがありました、良いことも、悪いことも書いて、それでいかがでしょうかというふうには見えなかった。都合の悪いことは消しているようにしか見えなかった。私は質問には書いたが、恐らくこれは、先程今までの流れを教えてくださいといった中に、獣医師会の内容が一つも入っていなかった。獣医師会には当然相談されていますよね。してないのですか。

○衛生指導課長 4月の試行する辺りで、獣医師会の方へは、相談というか、こういうことを行いますという報告をした。

○駒田委員 それに対して、獣医師会はどうのご意見だったのでしょうか。

○衛生指導課長 その時は、衛生面のことを心配されていたが、それ以外で反対という意見はいただいていない状況です。

○駒田委員 近隣の獣医師と連携して不測の事態が起きた時は、近隣の獣医師に協力を求めるということが猫の森の回答に書いてある。近隣の獣医師はどの位賛同されているのでしょうか。

○動物愛護指導センター主任技師 猫の森へ確認したところ、少なくとも5~6施設は協力病院があると伺っている。市外にも協力病院があると伺っている。普段から保護している猫達の健康管理の協力を得ており、連携は普段から取っている。なので、手術を行う時は、話をして連れて行ける体制となっているというお話であった。

○駒田委員 ありがとうございます。先程、衛生面というお話が出たが、今回の回答に衛生面に気を付けて消毒等をして、と書いてあるが、アンケートの時にいただいた4月の試行の写真付きの資料に、水

道はふんの付いた捕獲器の洗浄と書いてある。私はこれを見て、駄目だなと、こんなに衛生面を考えていないのだったら推して知るべしと思ったので反対の立場をとった。このことに関して、資料ではちゃんとやっていますというようなことが書いてあるが、これは嘘になりますよね。例えば、この指摘を受けて、消毒することにしましたということだったらいと思うが、そうではなく、やっていますというような書き方をしていますよね。これは嘘ですよね。

○動物愛護指導センター所長 実際現場へ行った時には、保護器が汚れた時に洗浄はしていた。その後に、消毒等をしているので、嘘という訳ではない。洗った後にちゃんと消毒をしているということになる。

○動物愛護指導センター主任技師 付け加えさせていただくと、初めは洗うことも考えていて、どうしてもという時には使う予定ではいた。実際に所長が見に行った時もされていた時はあったが、今はやり方を変えて、やはり衛生面の関係もあるので、手術車や待合で拭きとりをするのみとし、洗いは行わないようにしていると伺っている。

○駒田委員 ここは改善されたという形でよろしいですね。

○動物愛護指導センター主任技師 はい。止めたと伺っています。

○駒田委員 はい、分かりました。公民館利用者への影響について、公民館に手術に対する苦情や意見等が入っていないか公民館側に確認していると書いてあるが、確認した結果はどうだったのでしょうか。

○動物愛護指導センター所長 公民館から、特に利用者からの苦情は無いと伺っている。

○駒田委員 分かりました。最初に戻るが、私の結論としては、獣医師会の協力が得られないのであれば、市としてはやるべきではないと考える。猫の森がやろうとしていることは素晴らしいが、色々なことを考えると、市と協働ということを見ると、市はやはりパートナーを精査しないと火傷することになる。なぜこういうことを言うかということ、ホームページへのコマーシャルに関しては市と相談しなが

ら、と書いてあるが、そもそもそれは、考え方が違うのではないですかね。猫の森としては、誰でもと書いてある。飼い猫でも誰でも手術しますから、誰でも持ってきてくださいと書いてある。でも市の方としては、多頭飼いで困っている、貧困家庭等、そういう猫を減らしたいということで手術車を使っているということになっている。そこが、全く考え方が違う。SNSのコマーシャルどころでなく、元々の考え方ではないかと思うが、それについてはどう思われているか。

○動物愛護指導センター所長 事業としては、猫の森も多頭飼育崩壊を未然に防ぐための事業ということで実施していることになる。SNS等の当初は、飼い猫、野良猫等の宣伝もあったが、今は修正をしているので、その辺は市と猫の森の意識としては同じに実施してもらっていると考えている。

○駒田委員 ありがとうございます。なぜ先程パートナーは選んだ方が良いと言ったかという、彼らは獣医師でもない人に耳カットをさせたりしている。実際にV字カットをしている、全く一般のただのお手伝いさんのブログに、今日お手伝いをしてV字カットをしてきましたというのが載っている。それも違法と思うが、その辺についてはどうか。

○中村会長 色々言い始めると、細かい内容が噴出すると思うが、そもそも論で言うと、この資料だけで見ると、令和元年から市に対して物凄く協力してくださっているというのもあり、多頭飼育崩壊の対応に物凄く強い団体と分かる。今一番勢いがあり、テレビ等にも出ており、発言力も、影響力も大きい。それが、市と公的な立場と密接な関係にあるということにもしかして危惧をしているのか。

○駒田委員 私としては、こういう事を一般の行政じゃない団体とやるのであれば、今回のことは医療行為なので、獣医師会と船橋市と猫の森との3者協働でできたら良いと思う。そこで、獣医師会の話が漏れしまっているのが、私は、何度も言うが、獣医師会の協力が得られれば良いが、得られないのであれば反対すると書いた。そここのところがどうなっているのかということは気になっているところである。

○中村会長 この試行に関して、私達は6月に初め

て聞いた。それについては、我々の承認は全くいないのだというのが個人的な思いはあったが、本当に一市民としては、公民館を使うのであれば、水道光熱費はどうするのか等、そういうことは今の段階でも出るので、きっと広く意見を求めると、そういうクレームを言ってくる人もいると思うが、そこまではまだ意見が吸いあがってないと思う。

○駒田委員 私は実際、この間の意見に、公平性として、水道光熱費を無料で使わせることはいかかなものかと書いている。ただ、これにその辺が全く反映されていないというのが現状です。

○中村会長 ボランティア団体は沢山おり、皆さん色々な努力をされているので、今回猫の森がフューチャーされているのが、なんとなく感情が穏やかでないというところがありますか。

○駒田委員 別に猫の森が悪いとは思っていない。猫の森が行政とは関係無く、独自にやられているのであれば、私は、それはそれだと思う。それで、多頭飼育等を減らすことができるのであれば、それは、私は認めているつもりである。ただ、あまりにも衛生面や、違法だとか、一般の方に手術室に入らせてV字カットをさせる等、色々なことを考えると、市と協働ということではどうなのかと。だから、獣医師会のアドバイスなり、なんなりを聞いて、それがクリアできた上で、協働でやるのであれば、私は良いと思う。

○中村会長 一旦法律のことで、南川先生がいらっしゃるのでお伺いしたい。「猫の逸走や飛び出しにより施設利用者に事故があった場合の責任の所在はどうするのか。」ということについて、やはり敷地内で起こったら問題になりますか。

○南川委員 猫の逸走や飛び出しにより施設利用者に事故があった場合ということで、一義的には、猫の飼い主と、猫の森が管理して手術しているということで猫の森、広く言えば、そういうことが頻発しているということになると公民館の責任ということもでてきてしまうかと思う。

○中村会長 ありがとうございます。

○南川委員 私は、方向性としては、こういう事をやることについて賛成と答えているが、やはり、懸

念事項としては、貸し出しが無料とのことなので、他との公平性、公共施設の駐車場の利用、貸し出しに関する規約や基準という物が見つからなかったもので、市としてやるのであれば、きちんとそういったところ、他の団体から自分のところとも言われた時にどう対応するのかというところを考えてやったほうがよいということ意見を意見として述べていると思うが、その辺りが駒田委員と一緒に漏れている。猫の森に対してもそうだし、市として、やるのであればその辺りもきちんと考えていかないと問題が出てくるのではということだけ言わせていただく。

○中村会長 試行の段階で、このような感じで、まだまだ問題が出そうだが、この後も検討していき、この事業が無くなることは無いと思う。猫の森は、公民館を使わなくても、私有地でできるので。公民館という公の施設を使っているのと、市が関連しているということが、皆さん危惧しているところと思うが、その辺り、事務局の見解としては、今後どのような対応というか、距離感というか、あるか。

○動物愛護指導センター所長 委員の皆様方からいただいた意見を参考に、関係者間でより良い方向性が見いだせるよう調整を図っていきたいと考えている。

○中村会長 そうすると、今後、獣医師会に細かく意見を聞いたりするという話になるのか。個人的な私の意見です。

○衛生指導課長 回答の中にもあるとおり、監督機関から指摘が無いことがまずある。事業を継続していく中で、獣医師会とのコミュニケーションはとっていききたい。また、公共施設の料金については、教育委員会に話はしてあるのだが、試行ということでその時は回数が少なかったため特にそこはまだ考えなくてよいということだったが、回数も重ねてきているので、改めて教育委員会と話を詰めていきたい。

○中村会長 他に意見や質問はあるか。

○石塚委員 今の一連の話で、色々な懸念事項がでている。前提としては、クリアして続けて行くという方向性でよろしいか。

○衛生指導課長 はい。多頭飼育の未然防止は市の

重要な施策として、市内の連携、関係団体やボランティア団体と連携していくとなっているので、この猫の森についても、未然に防ぐために有効なものだと考えているので、いただいたものを参考として、関係者間で調整し、運用していきたいと考えている。

○石塚委員 多頭飼育について、センターが把握しているだけで、1か月にどの位問題が発生しているか。だいたいそれで、船橋市内でどの程度これを強化していくというのは変わってくると思う。どういう経緯でそのような相談を受けるのか。例えば、生活保護の方が多いというのは理解できるので、それは生活保護の職員の方からの相談であったり、近隣の方から隣の家がちょっと等、そういう相談が月どれくらいあるか、今分かる範囲で教えていただけたら嬉しい。

○動物愛護指導センター副主査 月何件というのは、その時の状況にもよるので難しいが、概算なので正確では無いかもしれないが、犬猫合わせて10頭以上でカウントした物で、概ね、年間で10件前後ある。どういった形で連絡が入ってくるかというのと、高齢者や生活保護費受給者であれば、ケースワーカーや民生委員、包括支援センター等から入ってくるケースもある。また、崩壊に近い状況であれば、虫、臭いや鳴き声が発生していて、周りにお住まいの方から苦情として入ってくることもある。その他、多頭飼育の届出制度もあるので、自らお届けいただくことで把握できるようになっている。

○石塚委員 年間10件については、皆さん多いか、少ないかどう思われるかは分からないが、内容を伺っただけでも種類が違うと感じた。ご本人に問題がある場合、ご高齢ということでご家族と連携していけば解決していく問題もあると思う。手術車と結び付けて多頭飼育崩壊の解決というところであるが、もう少し皆から意見を出し合えば、違った方向性の解決方法も出てくるのではないかと感じた。

手術車について、猫の森から回答があったが、この話は猫の森が回答すべきことではないと感じた。駒田委員と同じで、獣医師がどう思っているかというところは、獣医師ご本人達に聞いてみないと、と

いうところで、協力を得ずしてこういうことは解決しないと思うので、もう少し獣医師に意見を聞いていただいたらよいと感じた。

○中村会長 他に意見はあるか。

○牧野委員 5,000円で安くできるとなると、5,000円でやるタイミングまでやらずに待つ、3か月に1回、一番近くの公民館に来るまで待つ人が増えてしまうのではないかと。飼い猫でも、野良猫でも大丈夫なのであれば、多頭飼育の人に限らず手術の機会を逃すことに繋がってしまうのではないかと心配がある。また、5,000円で移動せずに公民館でやるとなると、一つの病院になるのではないかとと思うが、そこを市が斡旋する、紹介する、支援するとなると、不公平であると思う、不利益があるのでないか。獣医師会の協力が得られなくなると、飼い主のいない猫の不妊手術事業の助成金が少なくなったり、協力する動物病院が無くなったりして実施頭数が少なくなったりということも心配と思う。

○切替委員 そもそもだが、一般の猫を不妊手術するための手術車ではないですね。

○中村会長 一応、申請制であり、ちゃんと聴き取りをして、その時にちゃんとしていると聞いており、それを信じているが。

○切替委員 例えば、私が個人で猫を飼っていて、獣医師に連れて行くと2万かかかると。では、ここに申請して通れば、5,000円でやってもらえるのというふうに一般市民が考える事は違う扱いだと今まで思っていたが、そういう風に、先程言ったようにホームページでPRしているということですね。そこがずれている。

○中村会長 猫の森の意見によると、ちゃんと審査をしていると書いてある。生活困窮者であるとか、一般的な飼い主が身分を偽って5,000円でやってもらえないにはしているというふうに書いてあると私は認識した。

○駒田委員 最近では分からないが、5月25日の高根公民館で不妊手術を行いますというお知らせ、猫の森のブログに書いてあるお知らせには、先着20匹受付開始いたします、野良猫でも飼い猫でもOKと書いてある。

○衛生指導課長 現在は、多頭飼育を対象ということで、その辺りは改善されている。

○駒田委員 6月からということですか。

○動物愛護指導センター主任技師 猫の森から伺っている中だと、猫の森も多頭飼育崩壊を止めることを目的としている。まず電話を受けた時に、どうして猫の森の移動手術車を使いたいのか、今の飼養状況がどうなのかというところをきちんと聴き取りをしている。もし3匹メスを避妊手術したいということであれば、他にオスはいるのか等聞いて、その中で飼養状況をまず確認する。後は、今現在どれくらい多頭飼育に陥るリスクがあるのかというのを、飼養状況等を聞き取る中で確認していく。なので、猫の森としては、事前申請の電話をもって、その人が多頭飼育崩壊のリスクになり得るのか、得ないのかといとこも含めて確認し、本当に緊急的な、妊娠している猫がいるだとか、そういった緊急なところがある場合には、一般動物診療施設を勧めて、手術をもっと早くやらなければ駄目だということを勧めている。そういったところで、待ってしまって手術が遅れるということにはならない。このスライドには入っていないが、猫の森から、猫の搬入のサポートもボランティアの車で行ったりして、手術ができない方ができるようにはどうするかということも考えて動いてくれている。近くだからやるということだけでなく、お電話受けた方が少し遠かったとしても、車を出すので連れて来れますか、と確認をして、できるのであれば、ボランティアを搬入サポーターとして猫の運搬を手伝ってもらったりしているそうなので、近くまで来るのを待つというふうにならないようにサポートして、気を付けてやっているというふうになっている。

○駒田委員 それは6月以降か何かの話ですね。5月までのこれを見ると、先着20頭、野良猫でも飼い猫でも何でもOKという書き方をしているので、何でもOKなのだというふうに思いますよね。ここに、こういう人だけというふうに全く書いてないし、審査で選別しますとも書いてない。とにかく、先着20匹、野良猫でも飼い猫でもOKというふうに書いてあるので、5月の時点では飼い猫もやって

いたのだというのが分かる。今仰っていた理想論は、6月からそういう風を実施したということか。

○動物愛護指導センター副主査 4月の試行の当初から、多頭飼育を未然に防ぐことが目的ですので、料金が安いからやってくださいというお問合せはあるみたいだが、それに対しては、お断りをしている、かかりつけの動物病院で行ってくださいと案内していると聞いている。書いてある内容が、正確に伝わっていないというか、誤解を与える書き方であったので、正してくださいとお願いしており、実施内容としては、4月から変わっていない。

○衛生指導課長 追加で、4月の段階でも、ホームページ上はそんなことが書いてあったが、移動手術車についてというところをクリックし、移動手術車のページ行くと、その中では、多頭飼育崩壊のために移動手術車を活用していると書いてある。そこに行かないと、多頭飼育のためにやっていることが出てきてなかったの、最初のページにそれが出てなかったのはご指摘いただいたとおりであった。

○中村会長 4月からの試行で、20頭弱位それぞれ行っていると思うが、1人辺り何頭位ずつの申請というか、手術したか内訳はあるか。そこまでは市への報告義務が無いから分からないか。

○衛生指導課長 数は今手元には無いが、終わった後は、センターで聴き取りをしている。

○中村会長 多頭飼育崩壊を防ぎたいと行って行っているのであれば、一世帯1頭だと少し気持ちが悪い。試行の段階だったら尚更、多数をやっているのかなという個人的な意見です。個人的興味で知りたいだけなので、分からなければ大丈夫です。

○保健所長 時間の関係もあるので、私の方から申し上げたいと思う。今日は、委員の皆さまから事前にご指摘等をいただいて、それを踏まえて猫の森へ回答を求めて、その回答をもって私達の方で代わりに説明させていただいた。これはまだ一面だけなので、恐らくこれだけでなく、細々とした部分の話を伺いまして、今回、方向自体は、恐らく皆様方は、多頭飼育を防ぐための、そこについては当然このメンバーでの御理解は高い方ばかりと思うが、問題は、

そのやり方、方法論や、猫の森だけがやることだったらまだしも、公民館を使う、公共性があるところについての、それを無料なのかどうなのかを含めて、あるいは、当然獣医師会の関係もあり、それから、普段からボランティア的な活動をされている委員の皆様方は非常に動物の取扱いについて詳しい方がおられる訳ですから、この会議の場を使うかどうかは別として、やはり、ここのメンバーの方にご相談等をした上でやるべきであったのではないかと思っている。今も懸念が尽きないところがあるので、いただいた指摘については、私共でもしっかりと責任をもって猫の森等に引き続き確認する部分、既に改善したという形であるわけですけど、改めてそこところは、やはり当初は不適切だった部分が今は改善されたということですが、そういうことも改めてしっかりと確認し、また事後報告させていただきたい。いずれにしても、事務局としては今直ちに止めるとなると、運営自体は必ずしも良い運営ではまだない部分が恐らくあるのかもしれないが、できるだけ、多頭飼育崩壊をさせたくないところがあるので、色々課題はあるが、委員の皆様方の想定で色々な条件付けながら、当面は見守っていただくことでご理解いただきたい。

本日出た意見については、取扱いをしっかりと行い、近いうちに委員の皆さまへ報告させていただき、その上でご了解をいただけたら、そのような形でらせていただきたいと思いますと思うが、いかがか。

○中村会長 ありがとうございます。今の所長の意見は、ごもっともと思う。皆様色々あるでしょうが、また随時思う所があれば事務局へ質問していただきたい。私の個人的な意見では、全然反対ではない。むしろ、素晴らしいことをしてくださっていると思うので、方法等、皆から突っ込まれないようにしていただければよい。多頭飼育崩壊は本当に恐ろしいということ、ここにいる皆様は分かっていると思うが、なかなか一般の方が知りえないものを、猫の森のような発言力や影響力がある方がやってくださるのは、意味のあるというか、無駄なことではないと思うので、私達は反対ではない。やり方等をちゃ

んとしてくだされば、我々も一市民として応援できると思うが、よろしいか。

○南川委員 方向性として、多頭飼育や適正飼育のために、猫の不妊手術が重要であり、方向性としてはよい。助成するよりも、無償で使わせるほうが、行政としてのコストや効率性は良いと思う。その辺りで、公平性等を他から突っ込まれないように、適正に、やり方の問題で皆様からご懸念が出ていると思うので、その辺りも含めて、色々な団体が色々やって、そういう方向に向いて行くこと自体は望ましいと思う。色々なルール作りを進めていく方向で検討していただきたいと思った。

○中村会長 継続して審議というか、これに関しては今日で終わりではなので、事務局は、関係各所へ意見等を聞いていただき、もしトラブル等ありましたら我々も知りたいし、また何かの折に報告していただけるとありがたい。他に意見はあるか。

○早川副会長 今日、初めてこの会議に出席させていただき、今までの経緯がよく分からないので、色々勉強をさせていただいた。多頭飼育問題については、私共地域としても、大変大きな関心を持っている。なぜ10頭以上は届出で、それ以下はないのかというのが率直なところである。近隣でも5匹、6匹猫を飼っている人がおり、隣近所からは、私のところに年10回程度ではなく、色々な相談が入る。臭い問題、家庭菜園をやっている方はどうしても手作業でやっているの、ふん尿処理の問題でとても悩んでいる方もおられる。そういう方へ何回もお話をするが、動物愛護の精神からということでも拒否されるのが実態である。併せて、私達は野良猫と呼んでしまっているが、地域猫問題についても、私共は動物愛護の精神を十分持っているし、共生も進めたいところではあるが、どうしても餌やりをやる方に対して隣近所からそれに対する話がよく出てきて、餌やりをしないでくださいとお願いをすると、動物愛護の精神に欠けるという反発を受け苦慮しているのが日常である。不妊手術について、町会長にご連絡をいただくが、餌をあげない私には全く捕まえることができない。行くと逃げてしまう。これはいったいどういう形で皆さん対応していただい

るのか。先程、数多くの不妊手術の猫を持ち込んでいるという話を伺ったが、どうやったら捕まえられるか、是非地域でも教えていただきたい。本当に、困ることは多い。ゴミステーションも、少し油断するとすぐに荒らされてしまうケースも多々ある。自衛策として、ネットを張ったり、夜の回収では20分より前には出さないようにしましょうというような申し合わせをしているが、なかなか効果が見られない。この会議は、動物愛護対策会議で、愛護が中心なのかもしれないが、地域から見ると、愛護だけで本当によいのかという疑問を常に持っている。これからもこの会議を継続的に色々教えていただきながら、対応していきたいと思うので、よろしく願いしたい。

○中村会長 ありがとうございます。また問題が山積していきそうですが、皆様と力を合わせて解決していきましょう。特になければ、次の議題としてよろしいか。

[[承認する] 声あり]

4. その他

- ・ 次回の会議について

[説明]

○動物愛護指導センター所長 資料4 船橋市の動物愛護管理をめぐる主な課題検討スケジュール(予定)をご覧ください。本日は、

- ・ 狂犬病予防注射接種率向上に向けた取組について
- ・ 多頭飼育問題への対応に係る連携について

等をご協議いただいた。次回第22回動物愛護管理対策会議は、令和6年2月頃の開催を予定している。議題については、記載してあることを予定しているが、変更になることもあるので、決まりましたら皆様へご連絡させていただく。説明は以上です。

○中村会長 お聞きのとおりです。次回会議までに、資料を各委員に事前に送付いたします。また、次回の会議ですが、日時は、2月頃とし、日程については、後日事務局と調整することでよろしいか。

[[「異議なし」の声あり]

○中村会長 では、そのように決定させていただき、
本日の議事は全て終了とする。

[傍聴者]

5名

○中村会長 以上で、第 21 回動物愛護管理対策会
議を閉会する。

16 時 00 分閉会

[閉会后]

○衛生指導課長 中村会長ありがとうございました。
また、委員の皆様には、円滑な議事進行にご協力い
ただき、ありがとうございました。

本日の議事録については、調整でき次第、委員の
皆様に送付させていただくので、内容のご確認をお
願いしたい。

本日は、ありがとうございました。

[出席委員]

中村会長
早川副会長
切替委員
駒田委員
石塚委員
牧野委員
南川委員

[欠席委員]

泉谷委員

[関係職員]

筒井保健所長
小栗保健所理事
松野保健所次長
高橋衛生指導課長
染井動物愛護指導センター所長
千葉動物愛護指導センター副主査
田中動物愛護指導センター主任技師